

仕様書

I 委託業務の概要

1 業務名

山本処理場（東米里地区）第1ブロック土質調査業務

2 業務の目的

白石区東米里にある一般廃棄物最終処分場「山本処理場東米里地区」の一部について、最終処分場としての機能を維持しつつ、ごみ層や周辺えん堤部分などの地盤状況などの処分場施設の状況等を把握した上で、概ね20年間太陽光発電事業を実施可能であるか調査することを目的とする。

3 履行期限

契約締結日から令和7年3月14日まで

4 履行場所

北海道札幌市白石区東米里266-1

5 用語の定義

本仕様書で用いる用語の定義については、「札幌市土木設計業務仕様書」（以下「設計仕様書」）及び「札幌市地質・土質業務共通仕様書」（以下「調査仕様書」）を適用するものとする。

6 業務の概要

(1) 全般的事項

業務を進めるにあたっては、委託者及び事業地を所管する札幌市環境局環境事業部施設管理課及び処理場管理事務所と十分協議のうえ実施する。なお、山本処理場はごみの埋立は終了しているが、浸出水処理を継続する廃止前の一般廃棄物最終処分場である。

(2) 資料の収集整理・現地踏査

既存資料の収集および現地踏査を行い、大規模太陽光発電施設（最大限の容量での設置を想定）が最終処分場管理の支障とならないよう施設の設置状況等を十分把握するものとする。

(3) 土質調査試験及び解析（予定数量等は別添のとおり）

(ア) 土質調査・室内土質試験

堰堤部の基礎地盤、処分場内の覆土厚を確認するため土質調査を実施する。調査位置は、堰堤部の基礎地盤調査については、南側堰堤を代表1断面とし、堰堤外素地ではボーリングとシンウォールサンプリング、室内土質試験を実施する。処分場内の覆土厚調査については、中央3か所とし、ボーリングと室内土質試験にて表層覆土の厚さと土質を確認する。

(イ) 軟弱地盤解析

ア 堰堤部 すべり安定解析

処理場内に太陽光発電施設（ソーラーパネル）荷重が載荷された場合における堰堤部のすべり安定解析を実施し、堰堤の安定性について確認する。解析断面は南側堰堤を代表1断面（東側と西側の2測線）とする。

イ 処分場内 圧密沈下解析

処分場底面に敷設されている遮水シートの伸び率を確認するため、処分場底面における圧密沈下解析を実施する。

解析は処分場の代表1断面とし、現況状態における解析ケース①と、太陽光発電施設（ソーラーパネル）荷重が載荷された状態における解析ケース②の計2ケースとする。

なお、圧密沈下解析に必要となる基礎地盤データについては、遮水シート以深であることから、処分場施工前の既存調査データを用いる。

II 一般事項

1 提出図書等

(1) 業務着手時に提出するもの

- ア 業務着手届 1 部
契約後、業務に着手した時は直ちに届け出ること。
着手届けの余白部分に労働基準監督署からの「労働保険関係成立の証」受領印があること。なお、上記保険成立印取得に時間を要する場合は、「労働者災害補償保険関係成立証明書」を後日提出することも認めるが、その間、現場での実作業は行えない。

- イ 業務責任者指定通知書 1 部
ウ 業務責任者経歴書 1 部
エ 業務日程表 1 部
オ 業務実施計画書 1 部
(作業要領、仮設計画、安全管理体制、連絡体制表)

(2) 業務完了時に提出するもの

- ア 報告書 2 部
イ 業務記録写真 2 部
ウ 業務完了届 1 部

※報告書及び業務記録写真においては、データとして CD-R 等での提出を行うこと。

2 適用法令

「電気事業法」、「建築基準法」、「建設業法」「労働安全衛生法」等の関係法令に基づいて業務を行うこと。

3 業務責任者

- (1) 業務の実施に先立ち業務責任者を選任し、次の事項について書面をもって提出する。
なお、業務責任者に変更があった場合も同様とする。

・氏名、年齢、経歴書、生年月日、受託者との雇用関係を証明する書類等

- (2) 業務責任者は業務担当者に作業内容等を伝え、その周知徹底を図ること。
(3) 本業務期間中に別契約の業務委託又は工事と重複する場合、他の業務責任者または現場代理人との工程調整を図ること。

4 配置技術者

主任技術者は、技術士「総合技術管理部門（建設-土質及び基礎又は応用理学-地質）、建設部門（土質及び基礎）又は応用理学部門（地質）」、若しくはシビルコンサルティングマネージャー（RCCM）（地質部門又は土質及び基礎部門）の資格保有者を配置すること。

5 業務条件

市有施設等で業務を実施する場合、実施時間帯は原則として、9時00分～17時00分とする。休日（土・日曜日及び祝祭日）に業務を行う場合及び上記時間帯を超過する場合は、委託者と協議すること。また、施設内への入退出場所・方法・時間については、委託者と調整し、承諾を受けること。

6 委託者の立会い

委託者の立会いを求める場合は、原則事前の申し出をする。

7 火気の取扱

火気を使用する場合は、あらかじめ委託者の承諾を得るものとし、その取扱いに際しては十分注意すること。

8 喫煙の禁止

喫煙は、本市が所有する施設内（車両内を含む）において禁止する。

9 出入禁止箇所

市有施設等内において、業務に関係のない場所及び部屋への出入は禁止する。

10 最終処分場内での作業の服装等

業務関係者は、業務に適した服装、履物で業務を実施すること。

11 復旧

他の設備及び既存物件の損傷、汚染防止に努め万一損傷又は汚染が生じた場合は、速やかに委託者へ報告するとともに、受託者の責任において原状復旧すること。

12 環境負荷の低減

- (1) 本業務の履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (2) 施設内清掃作業にあたっては、環境に配慮した資機材及び装備等を使用し、極力節約に努めること。
- (3) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (4) 本業務の履行において使用する物品・材料等は極力環境に配慮したものを使用すること。
- (5) 業務に伴い排出される廃棄物は極力、減量、リサイクルすること。

13 その他

- (1) 本仕様書に明記のない事項については、施設管理担当者と協議して決定する。
- (2) 疑義の発生についても前号と同様とする。